

湘北短期大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、湘北短期大学学則（以下「学則」という。）第51条第4項の規定に基づき、学則に違反し、また湘北短期大学（以下「本学という。」）の学生としてあるまじき行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対する懲戒について、手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の対象となる者)

第2条 この規程による懲戒は、本学の学生（科目等履修生を含む。）を対象とする。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- (2) ハラスメント等の人権を不当に侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為
 - ①カンニングペーパー及びそれに類するものを持ち込み又は使用すること
 - ②他人の答案を見て書くこと
 - ③他人から解答を教えてもらうこと又は他人に解答を教えること
 - ④持ち込みが許可されていない文献等を使用すること
 - ⑤他人に答案を作成させること又は他人に代わって答案を作成すること
 - ⑥試験監督者の指示に故意に反すること
 - ⑦その他上記に類すると認められる行為を行うこと
- (4) 学問的倫理に反する行為
- (5) 不正アクセス行為その他情報倫理に反する行為
- (6) 学則及び諸規程に違反する行為
- (7) 大学の施設、器物、掲示物の損壊及び使用ルールに反する行為
- (8) 大学の施設等を不法占拠する行為
- (9) 自動車通学及び路上駐車をする行為
- (10) 物品購入の斡旋又は勧誘等学内の秩序を乱す行為
- (11) 本学学生の学修又は教職員の教育・研究を妨げる行為、その他第三者に迷惑をかける一切の行為
- (12) 教職員の指導に反する行為又は本学の名誉を著しく傷つける行為
- (13) その他、前各号に類する行為

(懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学 本学学生としての身分を剥奪し、入構を禁止する。

- (2) 停学 無期又は期限を定めて登校を禁止する。また、停学期間中は当該学生に対する事務処理を停止する。
- (3) 訓告 口頭及び文書により注意を与え、将来を戒める。
- 2 前条第3号の行為をした学生に対しては、前項各号の懲戒のほか、当該学期の受験を停止し、既に受験した当該年度の全科目の成績を無効にすることができる。

(厳重注意)

第5条 前条に規定する懲戒に相当しない場合であっても、これに準ずる行為を行った学生に対して、その行為の問題性を自覚させ反省を促すため、学長は、口頭により厳重注意を行うことができる。

(事実関係の調査)

- 第6条 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、当該学生の所属する学科長（以下「学科長」という。）又は学生部長は当該学生に対する事実関係の調査（以下「調査」という。）を行うものとする。
- 2 前項の調査にあたり、学科長又は学生部長は、事前に当該学生に対して、調査の趣旨・目的を口頭又は文書で告知し、事情聴取等により当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が正当な理由なく指定された期日の調査に応じない場合、又は予め指定された期日までに弁明をしなかった場合は、この権利を放棄したものとみなすことができる。
- 3 学科長又は学生部長は、懲戒の対象となる行為の事実関係を確認した結果、当該学生を登校させることが望ましくないと判断する場合は、学長の判断により、懲戒処分の決定前に当該学生に対し自宅待機を命ずることができる。
- 4 学科長又は学生部長は、調査の結果を学長に報告するものとする。

(懲戒処分の手続き)

- 第6条 学長は、前条の調査結果の報告により、懲戒処分が相当と判断した場合は、学生委員会に対し、懲戒処分案のとりまとめを指示するものとする。
- 2 学生委員会は、当該学生の行為の態様、調査結果、本人の反省の程度並びに当該学生に対する教育的配慮、社会的影響等を総合的に勘案の上、懲戒処分案を協議するものとする。
- 3 学生部長は、学生委員会の協議結果に基づき、学長に対し懲戒処分案の答申を行う。

(懲戒処分の決定)

- 第7条 学長は、学生委員会からの答申を踏まえ、教授会の審議を経て、懲戒処分を決定する。
- 2 学長は、第4条に定める懲戒処分の決定を行ったときは、速やかに当該学生及び保証人に対して、口頭又は文書により、これを通知するものとする。ただし、第4条第1項第3号の口頭による注意は、当該学生の所属する学科長又は学生部長が学長に代わって行うことができる。

- 懲戒処分は、学長が懲戒処分を通知した日から発効する。ただし、懲戒処分の内容が停学で、かつ、登校禁止の期間を停学期間に算入する場合は、登校禁止の期間の初日から発効したものとする。

(不服申し立て)

第8条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、不服申し立てを行うことができる。この申し立ては、学長への「不服申立書」の提出をもって行うものとし、再審査の参考となる資料があるときは、当該資料を申し立ての際に提出することができる。

- 学長は、前項の不服申し立てがあったときは、次項に定める不服申立て審査委員会の委員を任命し、同委員会を招集する。

- 不服申立て審査委員会は、第6条の懲戒処分の手続きに携わった学生委員会の委員以外の教職員の中から学長が指名した、5名以上の委員により構成する。

- 不服申立て審査委員会は、第6条第2項の協議において、懲戒処分の基礎とされた資料及び懲戒処分を受けた学生が提出した「不服申立書」の内容に基づき、前条第1項の懲戒処分の当否を審査する。この場合において、不服申立て審査委員会は、必要に応じて、学外の有識者を招致し、又は不服申し立てをした学生その他関係者を呼び出し、その意見又は事情を聴取して、審査の資料とすることができる。

- 不服申し立て審査委員会は、審査の結果、当該懲戒処分が相当であると判断した場合は、学長に対し、その旨を答申し、学長は当該不服申し立ての棄却を決定する。

- 不服申し立て審査委員会は、審査の結果、当該懲戒処分の減免の必要があると判断した場合は、学長は、教授会の審議を経て、当該処分の減免を決定する。

(停学処分の解除)

第9条 停学期間中の学生に対する指導は、学科長が教育的観点から行うものとする。

- 無期停学の学生について、学科長は前項による指導の効果等の状況を勘案し、停学処分の解除が適当であると認めるときは、学長にその旨を申し出ることができる。

- 学長は、前項の申出があった場合において、停学処分の解除が妥当であると認めるときは、教授会の審議を経て、当該停学処分を解除することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、常勤理事会に諮問をし、学長が決定する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

懲戒処分手続きフローチャート

